

世田谷区告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年7月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月27日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 45-18

2 変更の区間

(1) 世田谷区北烏山九丁目1902番4の内

(2) 世田谷区北烏山九丁目1902番4の内

3 変更の区域

(1) 延長 7.49メートル

幅員 0.62メートルから0.63メートルまで

面積 4.74平方メートル

(2) 延長 10.10メートル

幅員 0.00メートルから0.18メートルまで

面積 0.92平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年7月27日

# 案内図



特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区

北烏山九丁目 7 番

